

明石市第5次障害者計画進捗状況シート

基本目標	施策目標	基本的な施策	施策内容	取組み状況	取組み内容
基本目標1 誰もが安心・安全に暮らせる生活環境にするために	1-1 ユニバーサルデザインを踏まえた生活環境の整備	1 地域包括ケアシステムの構築とコンパクトシティ形成の連携	障害福祉サービス施設等の立地検討については、利用者がサービスを利用しつつ、可能な限り自立した日常生活を送れるよう、利用者の視点に立ったサービス提供に努めることが重要であることから、利用者の居住地、地域、公共交通ネットワーク等や、医療、介護サービスを含む各種サービスについて、将来の都市像を考慮し、適切に検討します。	継続実施	明石市都市計画マスタープランに基づき、将来都市構造の実現に向けて土地利用などについて方針に沿った整備を進めています。
		2 ユニバーサルデザインを踏まえた公共施設等の整備促進	公共施設の新設にあたっては、「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（バリアフリー新法）」や「兵庫県福祉のまちづくり条例」などに基づいて、ユニバーサルデザインを踏まえた施設整備を行います。	継続実施	主管課との協議により、法律や条例に基づき、必要とされる諸機能をもれなく取り入れた施設整備を行っています。
			施設の整備にあたっては、利用形態、利用者の障害の特性等を把握したうえで、障害者用トイレ、オストメイト対応トイレの整備や障害者用駐車スペースの確保、エレベーター・エスカレーターを設置などを推進します。	継続実施	学校のエレベーター設置や公衆便所へのオストメイト導入など、主管課との協議により、利用形態や市民要望等に応じた公共施設の整備を行っています。
			歩道の段差解消、点字ブロック整備などを推進します。	継続実施	エスコートゾーンについて、令和2年度に明石駅西口交差点にLの字で設置し、市立総合福祉センター西側の信号交差点にLの字で追加設置を予定しています。点字ブロックについて、令和3年度に明石駅南側のロータリーにおいて、駅コンコース南側でアスピア方面に誘導するための点字ブロックの追加設置を行いました。
			通行の支障となる放置自転車等の減少をめざした取組みを進めます。	継続実施	条例に基づいた撤去と日々の巡回業務を軸に、継続的な啓発活動を行っています。
		今後、新たに整備する施設などについては、ユニバーサルデザインを踏まえ、すべての市民が利用しやすい整備を促進します。	継続実施	主管課との協議により、福祉のまちづくりアドバイザーによる助言制度を利用するなど、すべての市民が利用しやすい施設整備に努めています。	
		3 兵庫県福祉のまちづくり条例などの周知・啓発	民間施設の整備にあっても、「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（バリアフリー新法）」や「兵庫県福祉のまちづくり条例」などの周知を図るとともに、これらの法律や条例に基づき、障害のある人などに配慮した施設整備を行うよう指導、助言します。	継続実施	兵庫県福祉のまちづくり条例の規定に基づき届出された建築物のうち、整備基準に適合していないものについて、指導及び助言を行った件数 令和元年度：24件(届出総数35件) 令和2年度：12件(届出総数20件)
	4 心のバリアフリーの普及	障害者団体、事業者、各種業界団体等と協力し、障害のある人に必要な配慮についての広報・啓発を行うなど、「心のバリアフリー」の普及に努めます。	継続実施	障害者配慮条例の啓発パンフレットにおいて、一人ひとりができる配慮を障害種別ごとでまとめ、お互いが必要な配慮を提供できる内容とし、普及に努めています。	
	1-2 移動・交通手段の整備	1 ノンステップバス・ユニバーサルデザインタクシーの導入支援	誰もが移動しやすい環境を整備するために、乗降負担の少ないノンステップバスや、ユニバーサルデザインタクシーの積極的な導入を交通事業者に働きかけるとともに、導入支援を行います。	継続実施	導入支援状況 【ノンステップバス】 令和元年度：4台 令和2年度：0台 令和3年度：3台（予定） 【UDタクシー】 令和元年度：7台 令和2年度：8台
		2 各種交通機関における助成	福祉タクシー利用券の交付をはじめ、各種交通機関における料金割引制度を周知するなどして、障害のある人の移動を支援するための取組みを推進します。	継続実施	手帳所持者に対し等級等に応じて、福祉タクシー利用券とバス優待乗車証のいずれかを選択制により交付しています。なお、各種交通機関における料金割引制度について、障害福祉のしおりに掲載するとともに手帳交付時に説明を行うなど周知を図っています。
		3 移動支援事業の推進	重度の障害や視覚障害のため単独外出が困難な障害のある人の社会参加を促進し、生活の質を高めるため、移動支援事業を支援します。	継続実施	選挙の投票やコロナワクチン接種を目的とした利用を従来の制度に上乗せできる仕組みを設けることで社会参加を促進する取組みを実施しています。
		4 行動援護の推進	自分一人で行動することが著しく困難であって常時介護を要する障害のある人へ、危険回避のために必要な支援や外出支援を推進します。	継続実施	行動援護事業所が平成31年に市内で初めて開始され、現在は市内に2か所設置されています。市内及び市外事業所の利用により、支援を必要とする人のニーズに対応できるように取り組んでいます。
		5 盲導犬、介助犬、聴導犬についての普及・広報	身体障害者補助犬法に基づき、盲導犬、介助犬、聴導犬の機能や役割、公共施設やデパート、レストランなどでの受入れについて啓発・広報を推進します。	継続実施	ホームページへの掲載や関係する事業者への呼びかけを行っています。
		6 鉄道駅舎ホーム柵設置促進事業	誰もが安全に安心して公共交通を利用できるようホーム柵の設置を促進します。	継続実施	供用開始および事業中の番線の供用開始予定年度 【明石駅3・4番線】 令和元年度供用開始 【西明石駅5・6番線】 令和5年度供用開始予定 【明石駅1・2番線】 令和7年度供用開始予定
7 視覚・聴覚障害のある人に対する情報バリアフリー		適切な乗降補助や筆談対応など、視覚・聴覚障害のある人への案内情報の充実を交通事業者に働きかけるとともに、交通事業者からの相談に対する助言や乗務員研修の支援などを行います。	継続実施	交通事業者からの相談に対する助言を行うとともに、引き続き、交通事業者への適切な乗降補助に関する乗務員研修の支援を行っています。	

明石市第5次障害者計画進捗状況シート

基本目標	施策目標	基本的な施策	施策内容	取組み状況	取組み内容
基本目標1 誰もが安心・安全に暮らせる生活環境にするために	1-3 暮らしやすい住まいの充実	1 住まいのバリアフリー化の推進	居室内での快適な移動を確保するために、住宅改造費助成事業等を普及・啓発し、住まいのバリアフリー化の促進を図ります。	継続実施	障害のある人が住み慣れた住宅で安心して生活ができるよう、住宅改造費助成事業を推進し、住まいのバリアフリー化を図っています。
		2 市営住宅のバリアフリー化の促進	市営住宅の改修においては、住宅内の段差解消やトイレ、浴室への手すりの取付けなどのバリアフリー化の要望を認め、障害のある人が安心して生活できる住環境の整備を図ります。	継続実施	入居者からの模様替申請により、住戸内の段差解消やトイレ、浴室への手すりの取付けなど、バリアフリー化の改修を許可しています。
	1-4 防災対策の充実	1 防災訓練の参加促進	防災訓練に障害のある人の参加を促進し、各種訓練内容の充実を図ります。	継続実施	各地域で個別支援計画の作成に取り組む中で、障害のある人など要配慮者本人が参加した避難訓練等を実施しています。
		2 避難誘導体制の確立	避難行動要支援者名簿を周知するとともに、避難行動要支援者名簿の提供を通じて地域の自治会や自主防災組織、民生委員・児童委員等と連携し、災害時の安否確認や避難誘導等を円滑に実施するための取組みを引き続き推進します。また、その制度や支援体制の仕組みについての啓発に努めます。	継続実施	名簿を取得する自治会・町内会と民生児童委員等が連携し、福祉専門職の協力を得て個別支援計画の作成に取り組んでおり、計画作成をきっかけに名簿の更なる提供拡大を図っています。
		3 避難のための情報伝達	災害発生時において、市が発令する避難情報が災害時避難行動要支援者（要援護者）に確実に伝達されるよう、その伝達方法について特に配慮します。各種伝達方法の特性を踏まえた有効な伝達システムの構築を図ります。	継続実施	令和3年度にサービス開始。当面は明石川流域の浸水想定区域の要援護者を対象に申込を受付け、登録者に対し特性を踏まえた方法により伝達訓練を実施しています。
		4 避難先での支援	医薬品の提供などの災害時における医療救護活動に努めます。	継続実施	災害時には『明石市地域防災計画』に基づく医療部救護対策班の『防災行動マニュアル』に従い医療救護活動に努めています。
			災害対応病院等による医療支援や、福祉避難所（二次的な避難施設）の指定、災害用物資の備蓄など、災害時の機能向上に努めます。	継続実施	災害対応病院による医療支援については、災害対応病院（市内2か所）と災害医療に関する協定を締結し、災害発生時の医療救護活動への協力体制を確保しています。福祉避難所については、事業所へのアンケート及び訪問説明等による拡充促進、備蓄物資の整備等受入体制の確保を図っています。災害用物資については年数に応じ更新を行っています。
		5 避難時の合理的配慮の提供	市内各避難所へのコミュニケーションボードの設置検討等、災害時でも円滑にコミュニケーションを行うことができるよう取組みを進めます。	継続実施	市内の指定避難所のうち、小中学校（41か所）へコミュニケーションボードを配備しています。今後は、小中学校以外の指定避難所や、その他の避難所への配備について検討を進めます。
		6 浸水想定区域・土砂災害警戒区域内にある要配慮者利用施設への避難確保計画の作成促進	平成29年の「水防法」及び「土砂災害防止法」の改正により、浸水想定区域・土砂災害警戒区域内にある要配慮者利用施設に防災体制や避難誘導、訓練等の事項を定めた避難確保計画の作成が義務付けられることから、新たに対象となる施設に計画の作成を促進します。	継続実施	毎年度、市内の対象施設に対し、計画を作成する旨を通知しています。
	7 地域における要配慮者対策の推進	モデル校区での検証を経て地域向けの要配慮者対策ガイドラインを作成し、各小学校区に提供するとともに、要配慮者の安否確認や避難支援などの対策を進めます。	継続実施	個別支援計画モデル地区での取組みや、計画策定までの手順を各小学校区へ紹介し、計画策定地域の拡大を図っています。	

明石市第5次障害者計画進捗状況シート

基本目標	施策目標	基本的な施策	施策内容	取組み状況	取組み内容
基本目標2 住み慣れた、希望する地域でいきいきと暮らせるために	2-1 地域生活を支えるために必要なサービスの確保・充実	1 人材育成と確保に向けた取組み	障害のある人に必要なサービスを今後も確保するため、人材育成と確保について協議・検討を行います。	継続実施	介護分野で実施していた資格取得助成（初任者研修・実務者研修）を今年度から新たに障害福祉分野も対象とし、ホームページ等で広く周知しています。また、県社協と協力して、福祉就職説明会を市内で実施しています。さらに、国、県などが福祉人材確保・育成のために実施している補助事業やイベントなどを市のHPに掲載するなど、周知活動を実施しています。
		2 居宅介護等の訪問系サービスの充実	移動が困難な障害のある人の外出を促進するための移動支援事業を支援します。	継続実施	視覚障害のある人を対象とした同行援護をはじめ、移動支援事業の支給上限額の拡大等により、生活の質の向上、社会参加の促進を図っています。
		3 短期入所の充実	障害のある人やその家族のニーズに対応できる短期入所サービス事業所の整備を支援します。	継続実施	平成28年4月に市立木の根学園に短期入所棟を整備し指定管理者による運営を行っています。短期入所事業所は現在市内に9事業所あり、利用できる施設は増加しています。
		4 日中活動の場の確保と支援	障害のある人が日中活動を利用して地域での社会参加ができるよう、様々なニーズに応じた日中活動の場の拡充を図ります。特に、医療的なケアや常時介護が必要な重度障害がある人及びその家族が安心して地域で生活できるよう、支援の充実に努めます。	継続実施	障害のある人の地域における社会参加の場として、生活介護や就労継続支援事業所などの充実を図っているところ。一方、市内には強度行動障害や医療的ケアに対応した日中活動の場が少ないため、事業所に対し施設整備国庫補助金について情報提供するなど働きかけを行っています。
		5 住まいの場の確保、居住の支援	入所施設や精神科病院からの地域移行支援事業を促進し、障害のある人が円滑に地域に移行し、地域生活を継続していくための必要な支援について、引き続き取組みます。	継続実施	相談支援課と障害福祉課、医療機関とで相互に連携し、障害のある人が円滑に地域に移行できるよう、会議を実施しています。
			障害のある人それぞれの状況やニーズに即した地域生活を支援していくために、グループホーム等の「住まいの場」の充実を図ります。また、公営住宅を活用したグループホーム等の設置を支援します。	継続実施	市内におけるグループホーム利用者は増加傾向にあり、今後も拡充を図っていきます。なお、公営住宅（市営住宅）を活用したグループホームは1か所開設済みであり、令和3年度に新たに1か所の開設に向けて事業者を選定し準備を進めています。
		住宅入居等支援事業（居住サポート事業）の実施に向けた取組みを推進します。	継続実施	基幹相談支援センターにおいて退院後の住居の確保に係る支援を行っています。	
		6 補装具、日常生活用具等の給付	障害のある人の在宅生活を支援するため、補装具や日常生活用具の給付を引き続き実施します。	継続実施	法令等の規定に基づき、障害のある人への補装具、日常生活用具の給付事業を実施しています。
		7 入浴サービスの充実	自宅の浴槽での入浴が困難な重度身体障害のある人などへの訪問入浴サービスについて、利用者のニーズを踏まえ、サービスを引き続き実施します。	継続実施	支給量の上限を週2回に増やすことで利用者のニーズに見合ったサービスを実施しています。
		8 難病患者への支援	難病患者やその家族が安心して在宅生活を送れるよう、居宅介護等の訪問系サービスや日常生活用具の給付など、必要なサービスの提供に努めます。	継続実施	障害者手帳を所持していない難病患者に対応するため、診断書等により症状を把握し、必要なサービスの提供や用具の給付を行っています。
			難病患者の交流の場に対する支援を行います。	継続実施	交流希望のある個々の患者同士の繋がりを支援（ZOOM等で交流の場を提供予定）しています。
		9 サービス事業所への支援	介護サービス事業所へ情報提供を行うなど、障害福祉サービス分野への新規参入の促進に努めます。	継続実施	ケアマネジャー等に障害福祉サービスの現状や制度の説明を行っています。
			中高生への実習機会の提供など、今後の福祉サービスを担う人材の確保・育成に努めます。	継続実施	「トライやる・ウィーク」での多様な社会体験活動を通じ、他者と協力・協働して社会に参画する態度や自ら考え主体的に行動し問題を解決する能力等を育成しています。また、中高生の進路に影響を与えやすい教員へ福祉の正しい知識を習得してもらったため、新規採用教員等を対象としたまちづくり研修（令和3年8月3日）の中で「認知症にやさしいまち明石」の研修を実施しています。
			障害のある人への支援に関する専門的技術を習得するための研修の実施を支援します。	継続実施	介護分野で実施していた資格取得助成（初任者研修・実務者研修）を今年度から新たに障害福祉分野も対象とし、ホームページ等で広く周知しています。また、今年度から新たに、介護福祉士試験対策講座を市主催で実施します。
10 各種年金・手当の支給	障害のある人の生活の安定を図るため、特別障害者手当をはじめとする各種手当の支給について、継続して実施するとともに、より適切に活用されるよう、これら手当等について広報などにより周知を図ります。	継続実施	法令等に基づき手当の支給事務を実施し、障害福祉のしおりやHP等で制度の周知を図っています。		
	障害基礎年金（国民年金）について、障害のある人の生活の安定を図るため、広報などによる周知を行い、適切な支給に努めます。	継続実施	日本年金機構が主となりホームページやリーフレット等による制度周知を行っています。		
11 高齢の障害のある人への生活支援	高齢化する障害福祉サービス利用者にはふさわしい支援のあり方について検討し、関係機関との調整を図ります。	継続実施	ケアマネジャー等に向けて障害福祉サービスの現状や制度の説明を行っており、ケアプラン作成のための連携を図っています。		
	介護保険制度の対象となる障害のある人の多様なニーズにきめ細かく対応し、生活状況に即したサービスを提供できるよう努めます。	継続実施	ケアマネジャー等に向けて障害福祉サービスの現状や制度の説明を行っています。		

明石市第5次障害者計画進捗状況シート

基本目標	施策目標	基本的な施策	施策内容	取組み状況	取組み内容	
基本目標2 住み慣れた、希望する地域でいきいきと暮らせるために	2-2 意思決定を支援するための必要な取組みの推進	1 意思決定支援ガイドラインの普及	「障害福祉サービス等の提供に係る意思決定支援ガイドライン」を相談支援に関わる関係者や障害福祉サービス事業所と共有・普及を図り、障害のある人の意思を尊重した相談支援や質の高いサービス提供を推進します。	継続実施	「障害福祉サービス等の提供に係る意思決定支援ガイドライン」に基づいた支援方法について、基幹相談支援センター等が実施する研修を通じて周知・普及を図っています。	
	2-3 相談・マネジメント体制の充実	1 相談支援体制の充実	障害のある人の相談に対応し、適切なサービスにつなぐ役割として、身体障害者相談員、知的障害者相談員、精神障害者相談員の活動の充実を図ります。これら障害者相談員や同じく地域で活動する民生委員・児童委員に対し、適切な相談・助言に関する研修を充実します。	継続実施	障害者団体等に協力を求め、助言や推薦をいただきながら、障害者相談員の確保に努めています。また、毎年1回以上、障害者相談員向けの研修会を開催しています。（新型コロナウイルス感染拡大に伴い令和2、3年度は開催を中止。）	
			障害のある人自身もしくはその家族が仲間（ピア）として障害のある人からの相談を受け、問題解決につながる助言を行うピアサポーターとの連携に努めます。	継続実施	障害者団体等から助言や推薦など協力を得て、障害者相談員の確保に努めています。また、障害者相談員向けの研修を実施し、問題解決につながる体制づくりを図っています。	
			相談者の課題に的確に対応できるよう、相談支援に必要な専門知識や技術を有する人材の確保・育成に努めます。	継続実施	フォローアップ研修等の周知を行うなど、サービス提供に向けた制度の理解浸透に努めています。	
			地域総合支援センターでは、高齢者、障害のある人、子ども等の総合的、包括的な相談支援と、住民全体の多様な支え合い体制の構築等を一体的に推進し、地域福祉の充実を目指します。	継続実施	市内6か所の地域総合支援センターに専門3職種（保健師、社会福祉士、主任介護支援専門員）等を配置し、「福祉まるごと相談窓口」として属性を問わない相談支援を行うとともに、中学校区ごとに配置した生活支援コーディネーターが、3職種と連携しながら住民全体の多様な支え合い体制の構築等に取り組んでいます。	
		2 相談支援事業の充実	必要に応じて複数のサービスを適切に結び付けるなど、総合的かつ継続的な支援を行うために、計画相談支援事業として、セルフケアマネジメントの視点も十分に配慮した「サービス等利用計画」の作成を利用者とともに進め、障害のある人のサービス利用を支援します。	継続実施	基幹相談支援センター等が実施する研修や連絡会を通じて、セルフマネジメントに必要な情報の提供を行っており、障害のある人のサービス利用を支援しています。	
			「サービス等利用計画」を作成する指定特定相談支援事業所の設置促進に取り組めます。	継続実施	市内の指定特定相談支援事業所、指定障害児相談支援事業所ともに増加しており、計画達成率（計画作成者数/サービス受給者数）も高い水準となっています。 （令和3.4.1時点の市内事業所数） 指定特定相談支援事業所27事業所 指定障害児相談支援事業所21事業所 （令和3.3月末時点の計画達成率） 18歳以上99.9% 18歳未満100%	
			明石市基幹相談支援センター兼障害者虐待防止センターは、地域における相談支援の中核的な役割を担う機関として、相談支援に関する業務を総合的に行うとともに、地域の相談支援事業者との連絡調整を強化し、相談支援の充実を図ります。	継続実施	基幹相談支援センターが事務局となり、相談支援専門員を対象に「相談支援連絡会」を開催し、地域における相談支援の質の向上、連携強化を図っています。	
			相談後においてもきめ細かな支援ができるよう、相談支援事業者と身体障害者相談員、知的障害者相談員、精神障害者相談員との連携を図ります。	継続実施	障害者相談員と民生児童委員については合同研修会を開催するなどの取組みを行ってまいりましたが、相談支援事業者との連携については課題となっています。	
			3 地域移行・地域定着の支援体制の強化	入所施設や精神科病院から地域への移行と定着を促進するため、地域移行・地域定着を支援する指定一般相談支援事業所の設置を支援します。	継続実施	あかし保健所や医療機関と連携のうえ、相談支援事業所の支援者を交えた協議の場を持つことで、地域移行・地域定着の支援者の育成を図っています。
			4 地域自立支援協議会の機能強化	障害のある人に対する保健、医療、教育、保育、福祉などのサービスに関する全体調整機関として地域自立支援協議会の体制や活動内容を充実し、当事者の視点による適切なサービスが提供されるよう、関係機関との連携及び調整機能の強化を図ります。	継続実施	「くらし」・「しごと」・「こども」の部会において活発な活動を実施しているほか、全体会では、保健・医療・福祉などの各分野から選出された委員により、各部会で抽出した課題について共有するとともに、議論・検討を行っています。
	5 専門相談機能の充実	明石市立発達支援センターのさらなる相談機能の充実を図るとともに、兵庫県立総合リハビリテーションセンター（高次脳機能障害相談窓口など）、兵庫県精神保健福祉センター、兵庫県難病相談センター、兵庫県立こども発達支援センターなどとの連携を図ることで、個別のニーズに応じた相談支援を行います。	継続実施	市に相談が寄せられた際は、個別の状況に応じて専門相談機関を紹介し、個別のニーズに対応した相談支援へつなげられるよう努めています。		
	2-4 福祉サービスの利用における第三者評価の実施	1 第三者評価事業の推進	サービス事業者が提供するサービスの質の向上と利用者の適切なサービス選択に資するため、事業所の自己評価や施設利用者による利用者評価に加えて第三者評価機関による評価事業の推進を図ります。	継続実施	播磨22市町では、はりま総合福祉評価センターの第三者評価の活動を支援するなど、各事業所に対して第三者評価の受審推奨に向けた取組みを実施しています。	
	2-5 地域福祉の視点に立った活動の推進	1 ボランティア活動への支援	社会福祉協議会との連携のもと、ボランティアに関する情報を共有し、ボランティアニーズの調整及び活動の場の提供などの支援を図ります。	継続実施	ボランティアニーズに対応するため、登録ボランティアグループ等へ調整依頼をかけ、ニーズの充足が図られるよう取り組んでいます。	
			ボランティアの確保・育成とともに、障害のある人とボランティアをコーディネートする明石市ボランティアセンターの機能の充実に努めます。	継続実施	ボランティア養成講座を開講し、障害への対応方法などを学ぶことで、地域における理解者を増やしています。	
		2 福祉ニーズを把握するための仕組みづくり	障害者相談員や民生委員・児童委員の各活動の連携を強化し、地域で支援が必要な障害のある人の状況と福祉ニーズの把握に努めます。	継続実施	地域で活動している障害者相談員と民生児童委員の連携を図るため、合同研修会を開催しています。	
	3 地域での助け合い活動の推進	地域住民の理解と協力を求めながら、民生委員・児童委員やボランティア等を主体に「ご近所」による助け合い活動を促進し、地域の障害のある人に対する声かけ・見守りなどの個別支援活動の促進を図ります。	継続実施	地域のボランティア団体から「障害の理解を深めるために当事者の話を聴きたい。」というニーズがあり、当事者団体による対応を調整することで、地域内での声かけや見守りにつながるきっかけとなっています。		



明石市第5次障害者計画進捗状況シート

基本目標	施策目標	基本的な施策	施策内容	取組み状況	取組み内容
基本目標3 安心して自分らしい地域生活を 支えるために	3-1 疾病の予防・早期 発見	1 各種健康診査における体制の 充実	乳幼児健康診査において、障害や疾病の早期発見だけでなく、保護者の子育て支援を行い、乳幼児の健やかな発育・発達を図ります。	継続実施	コロナ禍の感染対策として、4か月児健康診査を個別健診にて医療機関等で実施。1歳6か月児、3歳6か月児健康診査の開催回数を増やし、集団健診にて実施しています。
			市民一人ひとりが健診などで、自分の健康状態を把握し、望ましい生活習慣を実践していく生涯を通じた健康管理の推進を図ります。	継続実施	ホームページ等を通じた情報発信や出前講座・健康教育の実施により、健診受診の必要性や生活習慣病等の予防に必要な正しい知識と実践方法について啓発しています。市民による健康ボランティア団体（あかし健康ソムリエ会）と協働し、健康チェックや体操等を行う健康教室を月1回・市内4か所で開催しています。
		2 各種保健相談の充実	母子保健において、発育・発達相談として家庭訪問や乳幼児健康相談等での個別相談や集団での教室を行い、就園・就学までの切れ目のない支援に努めます。	継続実施	親子の遊びの教室では母子で小集団の場を経験し、個々に応じた個別支援も行うことで、就園まで切れ目なく支援できる体制の充実を図っています。
	保健、医療、福祉全般における相談を実施し、地域生活を安定して続けられるために関係機関の紹介等を行い適切な支援に努めます。		継続実施	市民が自分自身で健康管理ができるよう支援するため、保健師・管理栄養士・歯科衛生士等の専門職による個別相談を実施しています。健康づくりに関する相談や運動・栄養・禁煙・歯についての窓口相談・電話相談に応じ、関係機関への連携を行っています。	
	3 関係機関との連携促進	各種健康診査や保健相談等より、必要に応じて医療、福祉等の関係機関と円滑な連携を図り、支援体制の充実を図ります。	継続実施	健診実施機関と連携し、健診受診後の生活改善や健康づくり活動につなげられるよう、健康教室の紹介を行っています。民生児童委員協議会や地域総合支援センター等、地域で活動する関係団体をはじめとし、随時健康情報の提供を行うほか、個別支援においてはケースに応じて情報共有や連携会議を行い、支援の充実を図っています。必要に応じ、同行受診や医療機関への連携訪問を実施することで、その後の支援を円滑に行うことができています。	
			継続実施	明石市立夜間休日応急診療所の受付に筆談ボードを設置しています。また、聴覚障害のある人が、消防本部にFAXを送信すれば、手話通訳者に連絡が届き、手話通訳派遣が行えるよう連絡体制を整備しています。	
			継続実施	NET119緊急通報システムや、FAX119通報など、音声言語による119番通報が困難方の緊急連絡体制を構築しています。また、1次救急を担う明石市立夜間休日応急診療所では、受付に筆談ボードを設置し、適切な対応に努めています。	
	3-2 地域医療体制の充 実	1 利用しやすいサービス提供体 制の充実	障害のある人が身近な地域で安心して医療サービスを受けることができるよう、利用しやすい施設の整備促進や市内医療機関への障害のある人の理解・啓発に努めます。	継続実施	令和3年7月より、訪問介護療養費が福祉医療制度の助成対象となったことから、重度障害者訪問介護療養費助成制度は令和3年度で廃止する予定です。
			障害のある人の生命に危険があるなどの緊急時の通報等に適切な対応ができるよう、救急医療体制の整備に努めます。	継続実施	
			重度障害者訪問看護医療費の助成を実施し、指定訪問看護で支払った保険診療にかかる自己負担額を軽減します。	廃止	
		2 在宅生活を支えるリハビリ テーションなどの充実	在宅で療養する障害のある人がより安定した生活を送ることができるよう、市内医療機関と連携します。	継続実施	退院時は、医療機関と連携し、障害福祉サービスの導入や住宅改造など、スムーズに在宅生活につなげることができるように支援を行っています。また、一定期間、障害福祉サービスにおける自立訓練の利用により、身体機能又は生活能力の向上のために必要な訓練を行っています。
			退院時にはスムーズに在宅生活につなげることができるように関係機関との調整を図ります。	継続実施	
3 障害者歯科検診事業の充実		明石市立あかしユニバーサル歯科診療所については障害のある人の歯科診療の専門施設として、その周知に努めます。	継続実施	明石市立あかしユニバーサル歯科診療所については、明石市や歯科医師会のHP、「障害福祉のしおり」に掲載する等の広報を行っており、今後も周知に努めます。	
4 医療的ケアが必要な人への支 援の充実	医療的ケアに係る理解を拡げていくために、事業所等を対象とする啓発研修の開催や、医療機関等関係機関との連携を促進します。	継続実施	令和3年に施行された医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律について情報提供するとともに、兵庫県と連携し、事業所等を対象とする啓発研修への参加促進を図っています。		
	医療的ケアに一定の対応ができる事業所を増やしていくために、事業所の従事者を対象とする研修会の開催などを支援します。	継続実施			
3-3 健康の保持・増進	1 健康増進施策の充実	保健、医療、教育、保育、福祉等関係機関との協議の場を開催し、医療的ケアを必要とする障害のある子ども及びその家族への支援を図ります。	継続実施	保健、医療、教育等と連携し、協議の場を定期的で開催しています。	
		子どもの頃から適切な生活習慣を身につけ、自分の健康は自分で守っているように健康づくりに関する正しい知識の普及と啓発に努めます。	継続実施	市の健康増進計画「あかし健康プラン21」に基づき、子どもから高齢者まですべてのライフステージにおける健康づくりに取り組んでいます。「栄養・食生活」「身体活動・運動」「こころの健康」など、各分野における健康づくりについて、出前講座や各種イベント、ホームページ等により啓発を行っています。	
		心の健康づくりに関する理解が市民に深まるよう、広報・啓発に努めます。	継続実施	広報紙やホームページによりこころの健康に関する情報提供などを行い普及啓発に努めています。また、出前講座にてストレスとの付き合い方などこころの健康づくりに関する講座を実施しています。	
3-4 精神保健医療と難 病対策の充実	1 精神保健活動の推進	精神障害のある人に対する正しい理解と社会参加を一層促進するため、広報紙などによる啓発に努めます。	継続実施	広報紙やホームページによる情報提供などを行い普及啓発に努めています。	
		精神保健を担当する健康推進課と連携し、現状の会議の場の工夫を含め、協議の場を設定します。精神障害のある人に関わる関係機関の協議においては、地域移行支援にかかる課題の共有とその対応策を検討し、各機関の役割を明確にします。そのことにより、精神障害のある人への福祉サービスや就労支援などの切れ目のない支援を実施できるよう関係機関との連携を強化します。	継続実施	毎年開催する「こころのケアネット会議」において、精神障害のある人に関わる関係機関による協議を行い、地域課題の抽出及び課題解消に向け、関係機関が担う役割を明確にしています。	
	3 在宅難病患者の療養支援	在宅難病患者が住み慣れた地域で在宅生活を続けるために、保健、医療、福祉関係者の資質の向上とネットワークの構築を図ります。	継続実施	令和3年度明石市難病対策地域ネットワーク会議の実施を予定しています。	

明石市第5次障害者計画進捗状況シート

基本目標	施策目標	基本的な施策	施策内容	取組み状況	取組み内容
基本目標4 情報の利用、コミュニケーション手段の確保による社会参加機会の拡充	4-1 意思疎通支援の人材の確保・養成	1 手話通訳者・要約筆記者の確保・養成	手話奉仕員養成講座、手話通訳者養成講座及び要約筆記者養成講座の開催を通じて、手話通訳者・要約筆記者の確保・養成を図ります。	継続実施	手話奉仕員養成講座、手話レベルアップ講座、手話通訳者養成講座、要約筆記者養成講座を開催しています。
		2 点訳・音訳ボランティアの確保・養成	訳ボランティア養成講座・音訳ボランティア養成講座の開催を通じて、点訳・音訳ボランティアの確保・養成を図ります。	継続実施	点訳ボランティア養成講座、音訳ボランティア養成講座を開催しています。
		3 盲ろう者向け通訳・介助員の確保・養成	盲ろう者向け通訳・介助員養成講座の開催を通じて、盲ろう者向け通訳・介助員の確保・養成を図ります。	継続実施	盲ろう者向け通訳・介助員養成講座を開催しています。
	4-2 意思疎通支援の充実とサービスの利用促進	1 障害福祉サービスなどの情報提供の充実	「障害福祉のしおり」や「あかし市民便利帳」、ホームページ及び広報紙等により、サービスなどの情報提供を充実します。	継続実施	障害福祉施策のガイドブックである「障害福祉のしおり」を毎年更新し、障害福祉課の窓口、市民センター、総合福祉センターなどで配布するほか障害者団体等へ配付するなど、情報提供に努めています。また、市のホームページにおいて、各種制度について情報提供を行っています。
		2 コミュニケーション支援事業の充実	「障害者総合支援法」に基づき、聴覚や視覚障害などにより、意思疎通が困難な障害のある人の円滑なコミュニケーションを支援するために、手話通訳者・要約筆記者の派遣、手話通訳者の設置、点訳・音訳等を行います。	継続実施	手話通訳者・要約筆記者の派遣、手話通訳者の設置、点訳・音訳等を継続して実施しています。
		3 要約筆記者派遣事業の周知と利用促進	要約筆記者を十分活用してもらえるよう、要約筆記者派遣事業の周知と利用促進に努めます。	継続実施	チラシの作成や、要約筆記啓発講座の開催により制度の周知を行っています。
	4-3 情報発信・通信・コミュニケーション手段の充実	1 障害のある人に配慮した情報発信の充実	必要な情報を分かりやすく伝えるために、デザインや文字、色の使い方などを配慮し、誰にとっても見やすい、読みやすい広報紙やホームページを目指します。また、必要な情報を得られるよう、今後も内容の充実を図っていきます。	継続実施	ホームページへの掲載やチラシを作成するとともに、関係団体等へ周知しています。
			行政情報の提供等にあたっては、情報通信技術（ICT）の進展等も踏まえ、「アクセシビリティ」に配慮した情報提供に努めます。	継続実施	誰にとっても分かりやすく、欲しい情報を速やかに取得できるよう、市ホームページのアクセシビリティ・ユーザービリティの向上を図っています。
		2 「声の広報」「点字広報」の充実	視覚障害のある人のコミュニケーション支援の手段として、「声の広報」や「点字広報」の情報内容充実を図ります。	継続実施	点字、音訳版広報を継続して実施しています。また、令和2年度に聴覚障害者向けに、市政情報を手話動画で届ける「あかし手話チャンネル」を開設しています。
	3 聴覚障害のある人に配慮した通信・コミュニケーション手段の充実	遠隔手話通訳の継続実施や電話リレーサービスの更なる周知の啓発、手話フォンの利用促進などと合わせて、それぞれの事業内容を広く市民に周知啓発します。	継続実施	ホームページへの掲載やチラシを作成するとともに、関係団体等へ周知しています。	

明石市第5次障害者計画進捗状況シート

基本目標	施策目標	基本的な施策	施策内容	取組み状況	取組み内容
基本目標5 障害の有無によらない、子どもたちの地域共生のために	5-1 療育・保育・教育における支援体制の充実	1 発達相談の充実	発達の違いや障害の疑われる子どもに対して専門職員が発達相談を行い、総合的な発達評価や支援を行います。	継続実施	臨床心理士による個別相談や発達検査を実施。支援方針や療育利用の指標にするとともに、保護者が子どもへの関わりを学ぶ機会としています。 発達支援課では、相談支援担当の臨床心理士をはじめ、保健師が就学前の幼児期を、教職員OBが主に学齢期を担当し、支援を必要とする障害のある人と家族への継続した相談支援・発達支援を行っています。
		2 明石市立発達支援センターを中心とする支援体制の充実	保育所・幼稚園・認定こども園・学校において、学習症（LD）、注意欠如多動症（ADHD）、自閉スペクトラム症（ASD）などの発達障害のある子どもを早期に発見し、実態を正確に把握し、必要な支援を行います。	継続実施	臨床心理士、保健師など専門職員が学校や幼稚園、保育所などへの巡回訪問を実施し、支援者に対する助言、指導を行っています。
			発達障害のある子どもが早期の発達支援を受けられるよう、保護者に対し相談、助言を行います。また、乳幼児期以降についても、日常生活に関するさまざまな相談に応じるなど、ライフステージに応じた相談体制の充実を図ります。	継続実施	保護者からの日常生活に関するさまざまな相談に応じ、助言を行っています。また、就学前の幼児期から小中学校に通う学齢期、さらに高等学校、大学などから成人期に至るまで、ライフステージを通じた支援を行っています。
			地域での生活支援、権利擁護、就労支援、発達障害のある人の家族への支援などを行います。	継続実施	福祉や教育、医療の関係機関と連携しながら、地域や家庭に向いて相談に応じています。
		3 明石市立ゆりかご園、明石市立あおぞら園の充実	明石市立ゆりかご園は、就学前の肢体不自由児が通園する医療型児童発達支援センターとして、理学療法、作業療法、言語聴覚療法、保育、生活指導、相談支援などの療育を行います。 また、学齢期以降の人に対しても、必要に応じて機能訓練や生活指導を実施します。	継続実施	就学前の肢体不自由児が通園し、医師の指示に基づいた理学療法、作業療法、言語聴覚療法の機能訓練を行うとともに、保育や生活指導、相談支援などにおいても保護者のニーズを取り入れながらきめ細やかな療育を実施しています。 卒・退園児等についても保護者の要望や必要性に応じ、外来の治療・訓練を実施しています。
			明石市立あおぞら園は、就学前の知的障害のある子どもが通園する福祉型児童発達支援センターとして、セラピストと保育士による多角的な療育を実施し、子どもの発達を促します。	継続実施	保育士、児童指導員等の専門スタッフとともに作業療法士、言語聴覚士、臨床心理士等のセラピストが利用者に総合的な療育支援を行っています。
			保育所等訪問支援事業や障害児相談支援事業を実施し、専門相談機関として、機能の充実を図ります。	継続実施	障害児が通学・通園する施設への援助・助言を行う保育所等の訪問支援事業、施設の有する専門的機能を活かし、地域の障害児や家族への相談支援を行う相談支援事業を平成26年度から実施し、地域支援を行っています。
		4 児童発達支援の提供体制の充実	身近なところで児童発達支援が利用できるよう、サービス提供体制の充実に努めます。	継続実施	サービス提供体制の充実を図るため、福祉型児童発達支援センター「明石市立あおぞら園」と医療型児童発達支援センター「明石市立ゆりかご園」を運営しています。
		5 専門指導員による支援体制の充実	専門指導員（臨床心理士等）が各校園を巡回し、保護者や教職員に対して指導助言を行います。	継続実施	発達障害を含む特別な教育的支援を要する幼児児童生徒への支援の一環として、明石市立学校園所等へ巡回指導員を派遣し、保護者や教職員に対して、対象の幼児児童生徒に対する指導内容・方法、日頃の支援に関する疑問等について指導助言を行っています。
		6 地域における支援の担い手の育成	発達障害のある子どもが、保育所・幼稚園・認定こども園や学校で社会への適応力を身につけることができるよう、保育士や幼稚園・認定こども園・学校の教職員などに支援技術に関する研修を実施し、地域における支援の担い手の育成に努めます。	継続実施	特別支援教育研修を通して学校園支援体制の充実を図り、コーディネーター、教職員、特別支援教育指導員や介助員の専門性を高めています。障害のある幼児児童生徒の持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善又は克服することができるよう効果的な支援に努めています。 また、保育所や幼稚園、学校で発達障害など支援を必要とする子どもに関わっている保育士や教職員を対象に、研修会を開催しています。
			保育士や介助員の加配職員の配置等により、障害のある子どもの受入れ体制の充実を図ります。	継続実施	保育所では、園の申請を受け、発達指導を実施し、その結果を踏まえ、必要に応じて加配保育士を配置しています。 幼稚園では、就園相談の結果を踏まえ、個別支援が必要な幼児に対し、介助員を配置するとともに、幼児教育相談室に通級できるようにしています。
			様々な障害の状態や特性に対応するため、障害のある子どもの実態に応じた「個別の指導計画」に基づき、保育を進めます。	継続実施	「個別指導計画」が個々に必要な支援の実態に応じたものになるよう、専門家の助言を受け計画書の様式を見直しました。
		7 保育所・幼稚園・認定こども園の受入れの充実	保育所・幼稚園・認定こども園で受け入れた障害のある子どもについては、適切な保育や支援が行えるよう、関係機関の連携を図ります。	継続実施	より具体的な支援ができるようにするため、市立発達支援センター、県立発達支援センター等と連携を図っています。
障害のある子どもの居場所づくりや健全育成の観点から、日中一時支援や放課後等デイサービスの利用を促進します。	継続実施		市内全域に放課後等デイサービスの事業所が開設されています。また、明石市地域自立支援協議会こども部会において、事業所向けの研修会や勉強会等を実施しています。		
放課後児童クラブで受け入れた障害のある子どもについては、適切な保育や支援が行えるよう、関係機関の連携を図ります。	継続実施		こども育成室では、学校や教育委員会等の関係機関と連携を図るとともに、発達支援センターが実施するおひさま訪問や市の特別支援教育や困っている児童への支援に関する研修を受けることにより、専門的な知識の習得に努め、障害のある子どもに対して適切な保育や指導ができるよう取り組んでいます。また、兵庫県作業療法士会との連携により対応の充実に努めています。 発達支援センターでは、放課後児童クラブを訪問し、発達の気になる子どもの情報を共有し、指導員に助言を行っています。		
8 放課後・夏休み期間中等の支援の充実	障害のある子どもたちへのよりよい発達支援と、その家族へのよりよい支援を充実させるため、保健、医療、教育、保育、福祉など関係機関の連携を推進します。	継続実施	保育所や幼稚園、学校等の教育機関（施設）や医療機関などと連携を図りながら支援の方法を共に検討し、また、連携を図りながら相談対応しています。		
9 関係機関との連携の推進	障害のある子どもたちへのよりよい発達支援と、その家族へのよりよい支援を充実させるため、保健、医療、教育、保育、福祉など関係機関の連携を推進します。	継続実施			

明石市第5次障害者計画進捗状況シート

基本目標	施策目標	基本的な施策	施策内容	取組み状況	取組み内容
基本目標5 障害の有無によらない、子どもたちの地域共生のために	5-2 一人ひとりのニーズに応じた教育の推進	1 障害のある子どもに対する教育の充実	特別支援教育に関する校内外委員会を設置し、障害のある子どもの実態把握や、関係機関との連携など、障害のある子どもへの支援体制の確立を推進します。	継続実施	毎月校内外委員会を行い、障害のある幼児児童生徒の個々のニーズにあった支援を検討しています。特に支援が必要な幼児児童生徒にはケース会議を行ったり、関係機関につないだりすることで、より効果的な支援について検討しています。また、校内研修を計画運営し、校内の特別支援教育に対する理解を深め、学校支援体制の充実を図っています。
			各校内外に特別支援教育コーディネーターを配置し、支援体制の中心的役割を担えるような体制を整えます。	継続実施	障害のある幼児児童生徒にとって効果的な支援を検討するために、校内外委員会の運営や校内外研修の計画を行っています。また、支援が必要な幼児児童生徒の支援体制を調整し、校内体制を整えています。支援が必要な幼児児童生徒の保護者と面談を行い、児童の適切な支援について話し合う場を設けています。
			支援が必要な子どもに対して、「個別の指導計画」や「個別の教育支援計画」を作成し、一人ひとりのニーズに応じた支援の充実を図ります。	継続実施	「個別の教育支援計画」では、進学や就労を踏まえた3年間の長期的な視点に立ち、対象幼児児童生徒の自立を目指して保護者をはじめ関係機関と連携をしながら支援を継続しています。「個別の指導計画」は教育支援計画の長期目標を踏まえ、より具体的な目標や手立てを作成して指導にあたっています。両計画を活用し、保護者と連携しながら支援を継続する体制を整備しています。
		2 通級指導教室の充実	通級指導教室を活用し、対象となる子どもへの支援の充実を図ります。	継続実施	通常のクラスに在籍する児童生徒に対し、障害の状況に応じて学習場面や生活面で生じる困難を改善・克服するために、通級指導教室で週のうち数時間程度障害に応じた自立活動を行っています。
			通級指導担当者は、各校内外の通級指導の情報共有や、校内外での連携を図り、効果的な支援に努めます。	継続実施	通級指導教室設置校では、毎月の特別支援委員会等で情報共有し、効果的な支援を検討しています。通級指導教室を設置していない学校では、連絡ノート等を活用し、通級指導担当者と各学校の特別支援コーディネーターや通級を活用している児童生徒の担任と連携を取り、各学校園で毎月の特別支援委員会等で情報共有し、効果的な支援を検討しています。
		3 インクルーシブ教育システムの理念を踏まえた総合的な支援体制の構築	障害のある人と障害のない人がともに学ぶインクルーシブ教育システムの理念を踏まえ、子ども一人ひとりの教育ニーズに応じた教育支援を行うとともに、医療、福祉、教育の連携による一貫した支援体制の仕組みの構築や、「サポートノート」の活用等による就学期における情報の共有化に努めます。	継続実施	障害のある幼児児童生徒が通常の学級でも過ごしやすいように介助員や特別支援教育指導員を配置し、個々の障害にあった支援をしながら障害のない幼児児童生徒とともに学ぶ体制を整えています。また、個別の教育支援計画を作成し、医療、福祉、教育がそれぞれの立場でどのような支援ができるかを共有しています。サポートノートを活用し、就学や就労する際や、医療・福祉を利用する際にも障害に応じた支援を共有できるようにしています。発達支援センターでは、保護者や支援者を対象にサポートノートの作り方や使い方を講義と実技で学ぶ講座を開催しています。
			障害のある子どもが安全に安心して教育を受けられるよう、校内外の施設及び設備の充実を引き続き努めます。	継続実施	支援が必要な幼児児童生徒が、個々の発達の状況に応じて学習場面や生活面で生じる困難を改善・克服を図ろうとするときに、障害となっている施設及び設備や発達を促す施設及び設備を各学校園と検討し、整備しています。
		4 障害のある人への理解を促す教育の推進	総合的な学習の時間などを活用し、市内の校内外の子どもを対象に、地域の障害のある人とのふれあい・交流活動を実施し、障害のある人への正しい理解・認識と、思いやりの心を育む活動を支援します。	継続実施	総合的な学習の時間などで児童生徒が障害について考えられる単元に取り組み、障害のある地域住民と交流したり、障害のある方の使う用具を実際に使ったり、校外学習等で障害のある方が利用する施設を訪れたりし、障害のある人への理解を深め、思いやりの心を育てています。
			校内外での福祉教育の成果を生かすため、社会福祉協議会やボランティア団体と連携を図り、実践の場としてのボランティア活動の機会・場の充実を図ります。	継続実施	車いす・アイマスク・手話・点字などの体験および当事者の講話を行うことで、体験だけでは分からない生活をする上での不便なことなどの理解につなげています。
		5 特別支援教育への地域の理解の促進	校内外行事などに地域住民の参加・協力を呼びかけ、障害のある子どもとの自然なふれあいを通じて相互理解を図るなど、地域ぐるみでの特別支援教育の推進に努めます。	継続実施	運動会や音楽会等の学校行事では、地域住民の参加・協力を呼びかけ、学校に在籍する児童生徒の理解を図っています。また、参観やオープンスクール等で地域住民に來校してもらい、普段の学校生活の様子を参観してもらうことで、障害のある児童生徒の理解を深めています。
		6 卒業後の支援体制の充実	学校教育終了後、障害のある子どもが適切な進路選択ができるよう、支援体制の更なる充実を図ります。	継続実施	県教委作成の「中高引継ぎシート」等を活用し、支援をつないでいます。また、「個別の教育支援計画」を作成している場合は、保護者に引継ぎへの同意をもらえるように働きかけ、同意がある場合は引き継ぐようにしています。
			教育機関と障害者支援施設、地域活動支援センター、公共職業安定所（ハローワーク）など、関係機関との連携を促進します。これらの関係機関とともに、障害福祉サービス等の内容や卒業前・卒業後のサービスへの手続きなどについて、保護者に周知できるよう、調整を図ります。	継続実施	特別支援学校の進路相談会において、保護者に対して障害福祉サービスの説明や事業所の情報提供等を行っています。また、個別相談や区分認定調査等を卒業前に行い、卒業後はスムーズにサービスにつなげることができるよう調整を図っています。



明石市第5次障害者計画進捗状況シート

基本目標	施策目標	基本的な施策	施策内容	取組み状況	取組み内容
基本目標6 障害のある人の、生きがいのある社会参加の支援	6-1 就労支援の充実	1 就労支援体制の充実	「明石市障害者就労・生活支援センターあくと」のさらなる機能の充実を図り、障害のある人の企業就労を支援します。	継続実施	あくとにより、学校・就労系事業所・企業・行政等の情報共有を推進し、本市の障害者就労支援ネットワークの拠点として就労支援の充実を図っています。
			公共職業安定所（ハローワーク）をはじめ、障害者職業センターなどの関係機関と連携し、引き続き就労支援体制の充実を図ります。	継続実施	従来のしごと部会開催を引継ぎ令和3年度からあくと主催の「障害者雇用支援連絡会議」や障害者雇用セミナー等の取組みを通じ、各関係機関とは顔の見える関係づくりを継続し、支援体制の充実を図っています。
		2 「障害者総合支援法」に基づく就労支援の推進	一般企業などへの就労を希望する障害のある人に、一定期間、就労に必要な知識や能力の向上のために必要な訓練を行う就労移行支援事業を引き続き推進します。	継続実施	就労移行支援事業推進のため、あくと主催の「明石地域障害者雇用支援検討会」開催等により、個別ケースの事例を基に意見交換や現状課題の集約等に取り組んでいます。
			障害のある人の職業能力、社会適応能力の向上のため、情報交換の場の設置を検討する等、関係機関と連携を図りながら取組みを支援します。	継続実施	職業能力や就労意欲向上のための取組みとしてしごと部会が実施する企業体験実習等を通じて、関係機関との連携を図っています。
			鍼灸・マッサージなどの職業に関する技能の修得や、IT関連分野の技術習得につながる訓練施設や職業能力開発校の紹介を行います。	継続実施	国立障害者リハビリテーションセンター自立支援局神戸視力障害センターや兵庫県立障害者高等技術専門学院の利用者募集について、広報あかしへの掲載や障害福祉課窓口での案内設置を行っています。
		3 職業リハビリテーション施策の推進	就職先での円滑な職場定着を促進するため、業務内容などについて指導を行うジョブコーチ制度の周知を図ります。	継続実施	あくとによる企業担当者や就労系事業所、学校・行政関係者、障害当事者等を対象に研修会等において、ジョブコーチ制度の周知を図っています。
			職場実習を行うために、実習協力企業の確保に努めます。	継続実施	しごと部会が実施する企業体験実習について、関係機関との連携により実習協力企業の確保を図っています。
	4 職業的自立に向けた生活に関する助言、援助等の生活支援の実施	日常生活に関する問題についての相談援助、金銭管理や衣食住関係、健康管理等への支援を関係機関とともに行います。	継続実施	あくとにおいて、就業に伴う日常生活に関する相談に応じ、自立に向けて、関係機関と連携しながら社会資源を活用した環境調整や支援を行っています。	
	6-2 障害者雇用における企業などへの支援	1 障害者雇用に関する啓発	広報紙やパンフレットなどを通じ、「障害者雇用支援月間」（毎年9月）や法定雇用率などの周知に取組みます。	継続実施	障害者法定雇用率の引き上げについて市ホームページにおいて周知を行いました。また、あくとにおいて、商工会議所や地域雇用開発協会、公共職業安定所等との共同によりセミナーを開催し、障害者雇用に関する助成金制度説明や雇用形態等について紹介を行いました。
			障害のある人の雇用に積極的に取り組む市内の企業や事業所を広報紙や市ホームページ等により紹介するなど、障害者雇用に関する啓発に取組みます。	継続実施	明石市立木の根学園において、障害者の雇用について活用に努めることとしており、障害者雇用に関する啓発を図っています。
			兵庫労働局や兵庫県などの関係機関と連携し、障害特性や職場における支援の方法などについて市内の企業や事業所の障害者雇用に関する啓発に取組みます。	継続実施	あくとにおいて、公共職業安定所等との連携により障害者雇用セミナーを開催するなど、市内の企業等に対し障害者雇用に関する啓発を図っています。
		2 障害者雇用に関する情報提供	公共職業安定所（ハローワーク）など各種関係機関と連携し、事業主への障害のある人の雇用に関する各種助成制度、税制上の優遇措置などの周知に継続して取組みます。	継続実施	あくとにおいて、公共職業安定所等との連携により障害者雇用セミナーを開催するなど、障害者雇用に関する助成金制度や税制上の優遇措置、雇用形態について紹介する機会を設けています。
			障害のある人の雇用についての広報や助成制度に関する情報提供などを通じて、障害のある人のニーズに合った職場の開拓に努めます。また、現在障害のある人を雇用している企業・事業所に対して必要な助言等を行います。	継続実施	あくとにおいて、公共職業安定所等との連携により障害者雇用セミナーを開催するほか、個別支援の機会を通じて職場開拓や企業・事業所への助言を行っています。

明石市第5次障害者計画進捗状況シート

基本目標	施策目標	基本的な施策	施策内容	取組み状況	取組み内容
基本目標6 障害のある人の、生きがいのある社会参加の支援	6-3 多様な就労の場の確保	1 日中活動事業所の運営基盤強化への支援	「障害者優先調達推進法」に基づき、調達方針を作成し目標を定めることや、福祉施設からの製品の購入や業務委託についての計画を作り、毎年実績を公表します。	継続実施	市では、就労継続支援事業所等からの物品購入や業務委託の発注の推進を図るため、調達方針を策定し、市ホームページで公表しています。また、年度終了後に取りまとめた調達実績も公表しています。
			就労支援事業所などで作られた製品について、市のイベントなどでの積極的な活用や、市役所や市の関連施設のスペースを活用した販売を継続し、障害のある人の工賃向上への取組みを支援します。 また、自主製品の販路拡大を図る目的から、民間企業のイベント開催時への働きかけや大規模小売店などでの店頭販売などの協力支援を働きかけます。	継続実施	就労継続支援事業所等で作られた製品について市役所や関連施設での販売を継続するほか、引き続き大規模小売店などの店頭販売に協力支援を働きかけます。
			障害のある人を支援する事業所などで作られた製品の品質の向上、生産力の向上、官民あげた発注の拡大など、利用者の工賃向上に向けた取組みを支援します。	継続実施	製品デザインの講習等の継続実施を検討しているほか、関連施設での販売を通じて工賃向上に向けた取組みを支援しています。
		2 市役所を通じた障害者雇用の促進	障害のある人の雇用において先導的な役割を果たすため、市における障害者雇用率の向上と障害のある人の計画的な雇用を図ります。	継続実施	身体・知的・精神・発達障害者及び難病患者を対象とした、障害者採用試験を実施しています。また、令和元年度からは、募集人数を大幅に増やし、障害者雇用を促進しています。
			市役所内に設置されている就労継続支援B型事業所「時のわらし」や「福祉コンビニ」などを通じて障害のある人の雇用の促進に努めるとともに、市が出資・補助などを行っている法人への雇用の働きかけを行います。	継続実施	市役所本庁舎に設置する「福祉コンビニ」においては、令和3年10月末時点で1名の障害者等が就労しています。店頭では、就労継続支援事業所等の生産品を販売しており、販路の拡大と販売収入の増加に寄与するほか、トライやるウィークに明石養護学校の生徒の受け入れを行うなど、障害者の就労を支援する上での貢献も果たしています。
			障害のある人の雇用を拡大するため、市が取り組む事業について、市内の障害者支援施設や障害福祉サービス事業所などへの委託を推進します。 公共工事の品質評価型入札制度において、障害のある人の積極的雇用の項目を追加するなどし、障害のある人の雇用の促進に努めます。	継続実施	平成28年7月1日以降に公共工事の品質評価型入札制度において、障害者の積極的雇用の項目を追加しています。また、総合評価落札入札やプロポーザル方式においても同様に、障害者の積極的雇用の有無を評価基準に取り入れています。
			障害者支援施設などからの随意契約の範囲が、役務の提供を受ける場合にも拡大されており、この制度の周知を図り、受注機会の拡大を図れるよう取組みを進めます。	継続実施	市の契約事務担当部署から庁内に周知が図られており、引き続き障害者施設の受注機会の拡大に向けて取り組んでいます。

明石市第5次障害者計画進捗状況シート

基本目標	施策目標	基本的な施策	施策内容	取組み状況	取組み内容
基本目標7 一人ひとりの暮らしを自分らしく豊かにするために	7-1 スポーツ、レクリエーション、余暇及び文化・芸術活動の充実	1 各種活動の充実	障害の有無にかかわらず、ともにふれあい、学べるような内容を考慮した取組みを充実します。	継続実施	障害の有無の隔てなく、サッカー（フットサル）を通じた人々の交流の場としての「ユニバーサルフットボール」やアートを通じた障害のある方の豊かな個性の表現活動を誰もが鑑賞できる場として「ARTSHIP明石」等を実施しています。
			障害のある人の団体に対して、障害のある人のスポーツ、レクリエーション、文化・芸術活動に関する情報提供の充実に努めます。	継続実施	障害のある人のスポーツ、レクリエーション、文化・芸術活動等の情報を随時135Eネット等を通じて情報提供するよう努めています。
			スポーツ、レクリエーション、文化・芸術活動により、様々な団体や通所施設間での交流が図れるよう、場所や機会の確保についての支援の充実に努めます。	継続実施	各種団体と協力しながら気軽に参加できるスポーツ行事を開催し、障害のある人の社会参加の機会や障害の有無の隔てなく交流の場を設けるとともに、障害者交流運動会への協力を行っています。
	7-2 スポーツ活動の充実	1 スポーツ活動の充実	障害のある人の健康保持・増進を図るため、各関係機関と連携し、気軽に参加できるスポーツ活動を支援します。	継続実施	例年10月頃に、兵庫県自転車競技連盟と連携し、「ふれあいサイクリング」を実施しています。
			活動成果の発表と交流の場として、障害のある人のスポーツ大会などへの参加を促進します。	継続実施	毎年開催されている「のじぎくスポーツ大会」等の参加者を「広報あかし」に掲載し広く募っています。また、参加促進のため、希望者には、スポーツ大会会場への送迎を行っています。
	7-3 文化・芸術活動への支援	1 文化・芸術活動への支援	障害のある人が積極的に文化・芸術活動を行えるよう、活動や創作作品の展示の場の確保に努め、限られた関係者によって支えられてきた活動を、社会的・組織的にサポートできる体制の整備に取り組めます。	継続実施	障害者週間に合わせて障害者のアート展「ARTSHIP明石」を開催し創作作品の展示の場を提供するとともに、「広報あかし」等により作品の鑑賞機会を広く周知しています。

明石市第5次障害者計画進捗状況シート

基本目標	施策目標	基本的な施策	施策内容	取組み状況	取組み内容	
基本目標8 お互いの個性と多様性を理解し、尊重し合うために	8-1 障害者虐待への対応	1 障害者虐待への対応	虐待対応の窓口となる「明石市基幹相談支援センター兼障害者虐待防止センター」などの虐待防止に関する体制の充実を図るとともに、障害者虐待通報の受理、虐待を受けた障害のある人の保護、養護者への指導・助言、虐待防止に関する広報・啓発などを行います。	継続実施	障害者虐待防止センターでは、24時間365日体制で虐待通報の受理を行っており、市担当課と連携しています。また、虐待防止の取組みみとして障害者虐待防止研修を毎年開催し、虐待防止を啓発しています。	
	8-2 差別解消及び障害理解の促進	1 障害者差別解消への取組みの充実		「障害者基本法」に定める「社会的障壁の除去のための必要かつ合理的な配慮」の理念について普及を図ります。	継続実施	差別相談を実施し、必要な調整や啓発等を行っています。
				国の基本方針を踏まえ、「障害者差別解消法」及び「障害者配慮条例」に基づく様々な取組みを推進し、障害を理由とする差別解消に努めます。	継続実施	障害者の差別の解消を支援する地域づくり協議会を開催し、関係機関との情報共有や施策の推進に関する協議を行っています。
		2 障害への正しい理解と認識を深める啓発事業の実施や支援		イベント、広報紙やマスメディア、企業や学校、地域社会などを通じ、「日常生活又は社会生活において障害のある人が受ける制限は、社会の在り方との関係によって生ずる」という社会モデルに基づく障害のある人の定義や、「障害のある人の活動や社会参加を妨げる社会的障壁を除去するための必要かつ合理的な配慮の必要性」など、障害や障害のある人への正しい理解と認識を広め、お互いに人権を尊重し合う市民意識の高揚を図ります。	継続実施	小学校でのバリアフリー教室や手話体験教室、地域への出前講座等を実施しています。
				広報紙や出前講座などを通じた啓発・広報活動を引き続き実施します。	継続実施	随時、情報発信を行い、啓発・広報活動を実施しています。
				「障害者基本法」で定める「障害者週間」（12月3日～9日）についてイベントなどを通じて周知を図ります。	継続実施	障害者週間の周知を図ることを目的として市庁舎に横断幕を設置するとともに、あわせて開催する「ARTSHIP明石」を広く広報し、共生社会に向けた周知を図っています。
				障害のある人への理解を深めるため、社会福祉協議会やボランティア団体などが行う啓発事業やイベント、市民の主体的な学習活動などを支援します。	継続実施	障害のある人への理解を深めるための啓発事業を135Eネットへ委託し、事業所の活動を紹介するまるごと障害福祉フェアの開催や地域の祭りへの参加を実施しています。
				施設の整備が円滑に進むよう、近隣住民の理解・協力を得るために法人・事業者が行う取組みを支援します。	継続実施	法人・事業者が行う施設整備について、地域住民の理解が得られるよう市としても丁寧な説明に努めるなどの支援を行っています。
					継続実施	
		3 精神障害、発達障害、高次脳機能障害のある人、難病患者等への理解の促進	精神障害のある人、発達障害のある人、高次脳機能障害のある人、難病患者などの特性や必要な配慮に対する市民の理解を深めるため、関係機関と連携して講演会などを開催し、障害への正しい知識の普及に努めます。さらに、患者会や家族会などの関係団体への支援に努めます。	継続実施	関係機関と連携し、一般の保護者・支援者対象の講演会を開催し、学校の現状や取組み、就学相談の進め方や進路の決定に向けての考え方等の理解を深めています。	
		4 民生委員・児童委員に対する研修の実施	地域福祉の担い手である民生委員・児童委員へ障害者福祉に関する研修を実施し、地域での相談業務の充実を図ります。	継続実施	障害福祉専門部会を年間4回開催し、講義や施設見学等を通じて障害者福祉に関する理解を深めています。	
	5 人権意識の普及・高揚	人権についての市民の正しい理解と認識を深めるため、啓発活動を積極的に推進し、相互の基本的な人権を尊重し合う正しい人権意識の普及・高揚を図ります。	継続実施	人権問題に対する正しい理解と認識を深め、人権思想の普及高揚を図るため、市民啓発冊子に、障害のある人の人権について掲載しています。		
	6 市職員の障害のある人に関する行事、イベントなどへの参加を促します。	市職員に障害者福祉に関する行事、イベント、研修会などへの積極的な参加を促します。	継続実施	ユニバーサルマナー研修を実施や、障害者施設等による市役所内販売日程を庁内掲示板にて広報を行うなど、積極的な広報に努めています。		
	7 地域における自発的な各種交流活動への支援	障害のある人の団体や地域住民団体、福祉サービス事業者などが主体となって実施する地域交流事業を支援します。	継続実施	135Eネットへ委託し、地域の祭りへの参加を実施するなどし、地域交流を支援しています。		
	8 「障害者配慮条例」に基づく合理的配慮提供の支援	民間事業者や地域の団体が合理的配慮を提供していくために、折りたたみ式スロープや筆談ボード等の購入、点字メニューの作成など環境を整備する費用を助成します。	継続実施	制度の周知を進め、利用のあった事業者へのアンケートを実施しています。また、配慮のあるお店等をわかりやすくするため、ステッカーを作成し事業者に配付しています。		
	8-3 行政サービスなどにおける配慮の推進	1 事業実施における合理的配慮の提供	市の事務・事業の実施に当たっては、「障害者差別解消法」や「障害者配慮条例」に基づき、障害のある人が必要とする配慮を行います。	継続実施	庁内で窓口対応や行事を開催する際に必要な配慮事項などを共有するようにしています。	
		2 市職員への研修の実施	市の職員に対して、障害のある人に関する理解を促進するための必要な研修を実施し、窓口等における障害のある人への配慮を周知します。	継続実施	ユニバーサルマナー研修、障害別理解研修の実施や「なるほど！ザ・配慮通信」の発行を行っています。	
8-4 成年後見制度の利用支援	1 成年後見制度の利用等による権利擁護の推進	明石市後見支援センターは、意思決定の困難な障害のある人が財産管理や在宅サービスの利用などで自己に不利な契約を結ぶことがないよう、成年後見制度等の利用支援を行い、総合的かつ積極的な権利擁護の推進を図っていきます。	継続実施	後見支援センターの運営を市社会福祉協議会に委託し、後見・権利擁護の専門相談・専門支援や、後見制度の広報・啓発、法人後見の受任、市民後見人の養成や活動支援、関係機関とのネットワークづくりなどを行っています。		
8-5 消費者相談の充実	1 消費者相談の充実	消費者被害の防止に向けた啓発に努めるとともに、ファクシミリやEメール等での相談の受付や、障害のある人に関する理解を促進するための研修へ相談員が参加するなど、障害のある人の特性に配慮した相談業務の実施に努めます。	継続実施	聴覚障害者専用のFAX用紙を「障害福祉のしおり」に掲載し、FAXによる相談受付を可能としています。また、国民生活センターやその他公共機関で実施される障害者への相談対応研修等に参加し、障害のある人の特性に配慮した相談業務の実施に努めています。		
8-6 更生支援の実施	1 罪に問われた障害のある人に対する支援	判断に不安のある人が罪に問われた場合、刑事司法関係機関（検察庁、刑務所等）と連携を図り、障害者手帳の申請、障害福祉サービスの受給、就労の支援等、円滑に社会復帰するための支援を行います。	継続実施	更生支援コーディネート事業を市社会福祉協議会に委託し、刑事司法関係機関等からの相談に対し、社会福祉士が対象者と面談等をして情報を収集し、円滑に社会復帰していくために必要な福祉サービス等の支援の調整に取り組んでいます。		